

一般社団法人 名古屋銀行協会定款

一般社団法人 名古屋銀行協会定款

(令和6年4月1日制定)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人（以下「本協会」という。）は、一般社団法人名古屋銀行協会と称し、
英文では Nagoya Bankers Association（略称：NBA）と表示する。

(事務所)

第2条 本協会は、事務所を愛知県名古屋市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、金融経済についての調査研究、銀行業務及び銀行事務に関する調査企画、銀行利用者の保護、利便向上に関する活動等を実施することにより、銀行業務の改善進歩を図り、一般経済の発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁その他との連絡
 - 二 銀行業務に関する相談所の運営
 - 三 銀行利用者の保護及び利便向上に関する活動
 - 四 金融及び経済に関する調査及び研究
 - 五 金融犯罪の防止に関する関係官庁及び金融機関との連携
 - 六 反社会的勢力介入排除に関する関係官庁及び金融機関との連携
 - 七 東海地震対策に関する関係官庁及び金融機関との連携
 - 八 社員相互の親交及び連絡
 - 九 金融機関職員に対する研修
 - 十 社員以外の金融機関及び産業界との連絡
 - 十一 その他本協会の目的達成上必要と認めた事項
- 2 前項の事業は、愛知県内において行うものとする。

第3章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会は、愛知県において本店、支店等の営業拠点を有する銀行法に規定する銀行又は長期信用銀行法に規定する長期信用銀行（以下、これらを合わせて「銀行」という。）であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(入 会)

第 6 条 社員となることを希望する銀行は、所定の入会申込書を提出して理事会の承認を得なければならない。

(加入金及び経費分担金)

第 7 条 本協会の社員は、加入金及び経費分担金を支払う義務を負う。

- 2 加入金及び経費分担金の算出基準は、総会において定める。
- 3 既納の加入金及び経費分担金は、返還しない。
- 4 特別の費用を必要とする場合には、総会の決議を経て臨時に分担金を徴収する。

(任意退会)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。この場合、当該社員に対し、決議の前に、総会において弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款に違反したとき。
- 二 本協会の体面を著しく毀損する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第 10 条 前 2 条の場合のほか、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 第 5 条に定める社員としての要件の欠如
- 二 解散又は合併による消滅
- 三 第 7 条第 1 項の支払義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- 四 総社員が同意したとき。

(社員資格の承継)

第 11 条 社員が次の各号の一に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める銀行は、すでに社員であるときを除き、当該社員からその資格を継承することができる。

- 一 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合 存続する銀行
- 二 合併により新銀行を設立する場合 設立される銀行
- 三 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第二号により社員の資格を喪失する場合 営業を譲り受ける銀行
- 四 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第二号により社員の資格を喪失する場合 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- 五 その他理事会が適当と認める場合 理事会が指定した銀行

第4章 総 会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、「一般社団・財団法人法」という。)上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- 一 社員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- 五 一般社団・財団法人法第113条第1項に基づく役員等の責任の一部免除及び限定
- 六 定款の変更
- 七 解散及び残余財産の処分
- 八 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 九 その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、総会の目的

である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面または電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第16条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故があるときは、その総会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。ただし、決議事項につき特別の利害関係を有する社員は、その決議に参加することができない。

(決 議)

第18条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 役員等の責任の一部免除及び限定
- 四 定款の変更
- 五 解散及び残余財産の処分
- 六 その他法令で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による議決権の行使)

第19条 書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会開催日の前営業日の業務時間終了時までに、当該記載をした議決権行使書面を本協会に提出して行うものとする。

- 2 電磁的方法による議決権の行使は、電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による本協会の承諾を得て、総会開催日の前営業日の業務時間終了

時までに、議決権行使書面に記載すべき事項を電磁的方法により本協会に提出して行うものとする。

- 3 書面と電磁的方法と、重複して議決権を行使した場合は、電磁的方法による議決権行使の内容を有効とする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び総会に出席した社員の中から議長が指名した議事録署名人1名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第21条 本協会には、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上18名以内
- 二 監事 4名以内
- 2 理事のうち1名を会長とし、会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。
- 3 会長以外の理事のうち2名以内を副会長とする。
- 4 会長及び副会長以外の理事のうち1名を専務理事とし、1名を専務理事を補佐し常務を分掌する理事とすることができる。
- 5 専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員の選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事は社員の代表者の中から選任する。ただし、社員の代表者以外の者から2名以内の理事を選任することができる。
- 3 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 4 専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事は、理事会の決議によって理事の中から選定することができる。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。

- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事を補佐し、常務を分掌する理事は、本協会の業務を分担執行し、専務理事が欠け又は事故あるときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 6 会長、専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。
- 3 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
- 4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事又は監事は、総会の決議により解任することができる。

(責任の免除又は限定)

第27条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項にかかわらず、本協会は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、一般社団・財団法人法第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
- 3 本協会は、外部役員との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定

する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、理事会の決議により決定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第29条 本協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本協会の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 会長、副会長、専務理事及び専務理事を補佐し常務を分掌する理事の選定及び解職
- 四 第35条に規定する委員会等の設置及び運営に必要な事項の決定
- 五 その他この定款に別に定める職務

(招集)

第31条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その理事会において、出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会等

(委員会等)

第35条 本協会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会等を設置することができる。

2 委員会等の設置又は廃止は、理事会の決議を要する。

3 委員会等の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第36条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第37条 本協会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日まで、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第38条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第三号及び第四号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第39条 本協会の各事業において当該事業年度に生じた剰余金は、翌事業年度へ繰り越し、翌事業年度の収入とする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第41条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第42条 本協会が解散したときの残余財産の処分については、総会の決議を得なければならない。

第10章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第43条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、愛知県において発行する中日新聞に掲載する方法による。

第11章 事 務 局

(事務局)

第44条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第45条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

(最初の代表理事及び業務執行理事)

2. 本協会の最初の代表理事は古角 保(会長)とする。又、本協会の最初の業務執行理事は増田 晃(専務理事)とする。

(事業年度の特則)

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(法令の準拠)

4. この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。